

福岡県公報

平成二十年四月二十一日
第二千八百十三号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二十九号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十年四月二十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

一 病院 門司区の項中

医療法人社団松和会老人保健施設フ
レンドリー松ヶ江

“ “ 大字畑三五五番地

を

医療法人社団松和会老人保健施設フ
レンドリー松ヶ江
新小文字病院

“ “ 大字畑三五五番地
“ “ 大里新町一・五

に改め、

一 病院 小倉北区の項中

霧ヶ丘つだ病院
医療法人財団池友会小文字病院

“ “ 霧ヶ丘三・九・二〇
“ “ 大畠一丁目七番二五号

を

九州歯科大学付属病院

“ “

真鶴二丁目六番一号

霧ヶ丘つだ病院

“ “

霧ヶ丘三・九・二〇

九州歯科大学付属病院

“ “

真鶴二丁目六番一号

に改める

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）